

# 城西国際大学学会会則



# 城西国際大学学会会則

第1条 本会は、城西国際大学学会と称する。

第2条 本会は、事務局を城西国際大学内（学長室）に置く。

第3条 本会は城西国際大学における教育研究活動を推進し、人文科学、経営情報学、福祉総合学、薬学、メディア学、観光学、環境社会学、看護学研究の進展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 機関誌・会報等の発行
2. 研究会・講演会及びシンポジウム等の開催
3. ワークショップ等、会員によるグループ研究活動
4. 研究活動による地域社会への寄与
5. 本会が必要と認めた他団体との共同研究
6. その他本会が必要と認めた研究活動

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

## 1. 正会員

- (1) 本学経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部、看護学部、大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科、国際アドミニストレーション研究科及び留学生別科の専任教員
- (2) 本学国際学術文化振興センター、福祉教育センター、メディア・コミュニケーションセンター、かずさ創薬研究センター、国際教育センター、情報科学研究センター、語学教育センター、ジェンダー・女性学研究所、地域連携推進センター、留学生センター、NGO・NPO支援センター、ラジオアイソトープセンター、生命科学センターの研究員
- (3) 本学経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部、看護学部、大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科、国際アドミニストレーション研究科の学生
- (4) 本学非常勤講師及び本学専任職員の希望者

## 2. 特別会員

- (1) 本学の卒業生有志及び大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科、国際アドミニストレーション研究科修了者有志
- (2) 本学会の承認を得た者

## 3. 賛助会員

(1) 本学会の趣旨に賛同し、学会の事業、活動に対して助言及び援助を行う者

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監 事 2名
4. 委 員 若干名

第7条 会長は学長とする。

- 2 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長、監事、委員は正会員より会長が委嘱する。
- 4 本会の運営のため、会長、副会長、委員によって運営委員会を構成する。
- 5 会長は運営委員会を招集し、議長となる。
- 6 機関誌編集、研究会・講演会等の企画、渉外・広報、会計、庶務等は、会長から委嘱された委員がこれに当たり、必要に応じて委員会を設けるものとする。
- 7 その他、特に必要がある場合には特別委員会を置くことができる。

第8条 本会に、以下の各分科学会を置く。

1. 国際人文学会
2. 女性学会
3. 経営情報学会
4. 福祉総合学会
5. 薬学会
6. メディア学会
7. 観光学会
8. 環境社会学会
9. 看護学会

第9条 各分科学会は、第3条の目的を達成するため、第4条に定めた事業を行うことができる。

第10条 本会は、年1回総会を開催し、事業、会計等についての報告を行う。

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第12条 会員は、次の会費を納入するものとする。

1. 正会員 年額 3,000円
2. 特別会員 年額 2,000円
3. 賛助会員 年額 個人（一口） 6,000円  
法人（一口） 30,000円

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 本会会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

- 附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、令和3年4月1日から施行する。